

違反金の対象となる行為類型等について

1 私的独占（排除型）を違反金の対象とすべきか

A案 私的独占（排除型）を違反金の対象とする。

（基本的な考え方）

私的独占（排除型）は「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを要件としており、その競争侵害の程度を踏まえれば、違反金の対象とすることが適当。

また、現行法で「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを要件とする不当な取引制限、私的独占（支配型）が課徴金の対象とされていることと整合的である。

<補足説明>

- * 私的独占（排除型）は、近年増加傾向にあるという実態があり、また、国際的にも問題となっていることから、抑止の必要性は高いといえる。
- * 私的独占（排除型）を違反金の対象とすることにより事業活動の萎縮をもたらすことのないよう、私的独占（排除型）の行為類型のうち、一定の類型に限って違反金の対象とすることとし、法令等で明定することも考えられる（例えば、略奪的価格設定による私的独占（排除型）を対象とすることにより、不当廉売、差別対価等の抑止につながることも期待できる）。

（算定方法）

私的独占（排除型）に対する違反金の算定方法については、違反行為をする動機付けを失わせる観点から合理的に説明できるものであることが必要である。

<補足説明>

- * 算定方法は、不当な取引制限などの算定方法と同じであるとは限らない（水準、違反行為に対して義務的に賦課するかどうか等）。

B案 私的独占（排除型）を違反金の対象としない。

（基本的な考え方）

私的独占（排除型）は、私的独占（支配型）、不当な取引制限と同じく「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ことを要件とするものの、後者の課徴金対象行為と異なり、前者は競争行為か「排除」行為かの区別が難しい。このような行為類型を違反金の対象とすることは事業活動の萎縮をもたらすおそれがあり、適当ではない。

<補足説明>

- * 私的独占（排除型）に対する法的措置件数は、多い年でも年1～2件にとどまっております。事業活動への萎縮効果の懸念を生じさせてまで違反金の対象とする必要性は低い。
- * 私的独占（排除型）に対する違反金の算定方法について合理的に説明できる水準等を定めることが難しい。

2 不公正な取引方法に対する措置はどう在るべきか

(1) 不公正な取引方法を違反金の対象とすべきか

A案 不公正な取引方法の一部を違反金の対象とし、違反金の対象としない行為類型についても必要があれば所要の措置を講じる。

(基本的な考え方)

違反事業者の手元に「やり得」を保持させることを許してしまう場合があるなど、現行法下での排除措置命令だけでは、違反行為の抑止が十分に図られるとは言えず、少なくともそのような行為類型（ぎまんの顧客誘引、再販売価格拘束）については違反金の対象とする必要がある。

<補足説明>

- * 不公正な取引方法は「公正な競争を阻害するおそれ」のある行為のうちから公正取引委員会が告示で具体的に指定するものなので、違反行為として明確であり、違反金の対象とすることに問題はない。
- * 不公正な取引方法が、法律の授權により公正取引委員会が告示で指定しているものであることは、違反金の対象とすることの障害にはならない。仮に、公正取引委員会による告示という規定形式に問題があるのであれば、それを改めればよい。
- * めまんの顧客誘引、再販売価格拘束などによる消費者への被害は歴然としており、違反金の対象とすることが必要である。
- * 私的独占（排除型）の手段として行われることがある不当廉売、差別対価等については、私的独占（排除型）を違反金の対象とすることにより、抑止につながることを期待できる。
- * 優越的地位の濫用については、特に抑止力を強化する必要があるとしても、別の法律で金銭的不利益処分を課すことを検討する方がよい。

(算定方法)

違反金の算定方法については、違反行為をする動機付けを失わせる観点から合理的に説明できることが必要である。

<補足説明>

- * 算定方法は、不当な取引制限などの算定方法と同じであるとは限らない（水準、違反行為に対して義務的に賦課するかどうか等）。

B案 不公正な取引方法については、違反金の対象とはしないが、一定の行為類型について特に抑止力を強化する必要性が高い場合には、別途の不利益的措置を考慮する。

(基本的な考え方)

不公正な取引方法については、「一定の取引分野における競争の実質的制限」よりも競争侵害の程度が弱く違反金の対象とするほど違法性が強いとはいえず、排除措置命令だけでは違反行為の抑止が不十分という実態にあるともいえない。

また、「公正な競争を阻害するおそれ」という要件では何が違反行為か明確でなく、違反金の対象とすることは事業活動の萎縮をもたらすおそれがあり、適当ではない。

<補足説明>

- * 不公正な取引方法に対する排除措置命令件数は少なく、排除措置命令と排除措置命令違反に対する刑事罰という現行法の枠組みで十分抑止力は確保されている。
- * 不公正な取引方法に対する抑止措置の一環として、既に差止請求訴訟制度が設けられている（必要があれば、民事訴訟による抑止措置の改善を図ればよい。）。
- * 私的独占（排除型）が違反金の対象となれば、その手段として行われることがある不当廉売、差別対価等に対する抑止力も高まる。
- * 不公正な取引方法のうちの一部の行為類型（ぎまんの顧客誘引、優越的地位の濫用等）について、特に抑止力を強化する必要があるとしても、別の法律で金銭的不利益処分を課すことを検討する方がよい。

(2) 不公正な取引方法を刑事罰の対象とすべきか
(基本的には上記(1)と同様の議論となる。)

A案 不公正な取引方法(の一部)を刑事罰の対象とする。

(基本的な考え方)

不公正な取引方法の要件は明確であり、悪質な違反行為については刑事罰を科すことができるようにすることが必要である。

B案 不公正な取引方法について刑事罰の対象とはしない。

(基本的な考え方)

不公正な取引方法については、「一定の取引分野における競争の実質的制限」よりも競争侵害の程度が弱く刑事罰の対象とするほど違法性が強いとはいえない。

また、「公正な競争を阻害するおそれ」という要件では何が違反行為か明確でなく、刑事罰の対象とすることは事業活動の萎縮をもたらすおそれがあり、適当ではない。

(参考) 不公正な取引方法を刑事罰、違反金の対象とするかどうかについての選択肢

a案 不公正な取引方法(の一部)を刑事罰及び違反金の対象とする。

b案 不公正な取引方法(の一部)を違反金の対象とする(刑事罰の対象とはしない)。

c案 不公正な取引方法は刑事罰及び違反金の対象とはしない。